

論点① 在宅療養を支える訪問看護提供体制の強化

対応案

- 医療サービスを提供する介護保険の訪問看護事業所においては、介護保険の居宅サービスにおける検討に加えて、診療報酬の運営基準と同様に、事故発生時等の安全管理体制の確保に係る研修受講することが望ましい旨を運営基準に加えてはどうか。
- 医療ニーズのある利用者が増えているなか、夜間の訪問看護を提供した際の月初回の訪問時に、緊急時訪問看護加算を算定している場合も「早朝・夜間加算」及び「深夜加算」を算定可能としてはどうか。
- サテライトの設置に係る技術的助言として一体的な運営を求めているが、より具体的な要件の目安を自治体に示すこととしてはどうか。
- 利用者が住み慣れた地域で療養継続できるよう、専門性の高い看護師が認知症の利用者への支援等について地域での相談支援などの役割も担っていることから、専門管理加算の評価対象を拡充してはどうか。
⇒ 看護小規模多機能型居宅介護についても評価してはどうか。
- 訪問看護事業所の利用者は、年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となることから、事業所の実態に応じて看護体制強化加算におけるターミナルケア加算を評価してはどうか。
- 介護報酬においても利用者宅における残薬を確認した上で、残薬の確認、医師・薬剤師等への報告等の適切な服薬管理を行うことを運営基準上の要件としてはどうか。
⇒ 看護小規模多機能型居宅介護についても評価してはどうか。
- 訪問看護師による手厚いケアのニーズがある重症な難治性皮膚疾患の利用者の状況を踏まえ、令和8年度診療報酬改定で在宅難治性皮膚疾患処置指導管理が別表第8に追加されたが、介護保険の訪問看護においても、当該利用者を特別管理加算Ⅱ・長時間訪問看護加算の対象となるよう告示に追加してはどうか。

論点① 在宅療養を支える訪問看護提供体制の強化

論点①

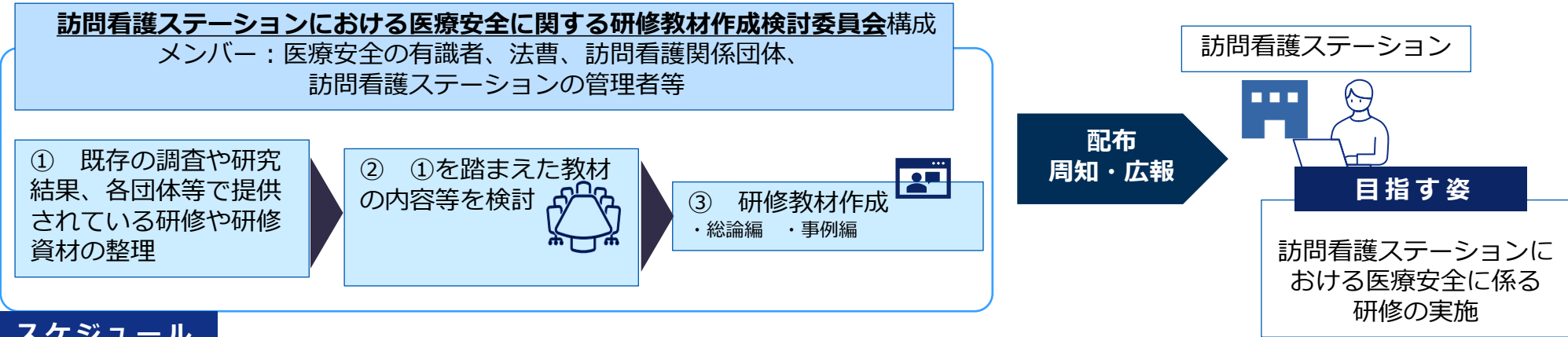
- 令和8年度診療報酬改定において、医療安全対策に関する研修受講が努力義務化されたが、介護報酬においても事業所が事故発生時等の安全管理体制の確保を行うためには、どのような方策が考えられるか。
- 医療ニーズのある利用者が増えているなか、夜間の訪問看護を提供した際に、医療保険とは異なり、緊急時訪問看護加算の算定を行った場合は月の初回に「早朝・夜間加算」及び「深夜加算」を算定できない状況にあるが、営業時間外の緊急時対応を適切に評価するためにはどのような方策が考えられるか。
- 1訪問看護事業所あたりのサテライトの設置数にばらつきや、1事業所あたりの最大値が47の事業所もあることから、サービスの質を確保して一体的な運営を促すためには、どのような方策が考えられるか。
- 利用者が住み慣れた地域で療養継続できるよう、専門性の高い看護師が認知症の利用者への支援等について地域での相談支援などの役割も担っていることについて、どのように考えるか。
- 訪問看護事業所の利用者は、年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となることから、事業所の実態に応じて看護体制強化加算におけるターミナルケア加算を評価することをどのように考えるか。
- 令和8年度診療報酬改定において、残薬の確認、医師・薬剤師への報告が明記されたが、介護報酬においても利用者宅における残薬を確認した上で、適切な服薬管理を行うには、どのような方策が考えられるか。
- 訪問看護師による手厚いケアのニーズがある重症な難治性皮膚疾患の利用者の状況を踏まえ、令和8年度診療報酬改定で在宅難治性皮膚疾患処置指導管理が別表第8に追加されたが、特別管理加算Ⅱ・長時間訪問看護加算の対象に追加することについてどう考えるか。

背景・目的

- 訪問看護における医療事故・ヒヤリハット事例が一定程度発生していることが報告された※。現行、医療機関においては、医療法で従業者に対する医療の安全を確保するための研修が義務づけられているが、訪問看護ステーションにおいては同様の規定がない。
※ R6～7年度 厚生労働科学研究費「訪問看護サービスの安全管理に係る多角的・科学的エビデンス構築」（研究代表者山本則子）、
R1～3年度 厚生労働科学研究費「実証研究に基づく訪問看護・介護に関連する事故および感染症予防のガイドライン策定のための研究」（研究代表者柏木聖代）
- 今後、在宅医療のニーズの増加が見込まれるなか、在宅医療を担う訪問看護において安心・安全な訪問看護を提供し、医療の質の向上を図ることを目的に訪問看護ステーションで活用できる医療安全研修の教材を作成する。

事業の概要

訪問看護ステーションにおける安全管理に関する既存調査や研究結果、各団体で現に提供されている研修や教材等を整理し、それらを参考とし、今後現場で活用することができる研修資材を作成する。



スケジュール

R7.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
準備 委員会設置等	① 既存調査や 研究結果、現状 の研修等の整理	② 研修教材の内容 検討	③ 研修教材作成				完成 周知広報			

現状と課題

- 各サービスの運営基準等において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと規定されている。
- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）については、運営基準において、事故の発生又はその再発を防止するため、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施、④これらを適切に実施するための担当者の設置をしなければならないこととされている。
- 介護保険制度の見直しに関する意見（以下「意見書」という。）には、介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、事業所における事故発生の防止を推進することが重要であり、全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることが必要であることが盛り込まれた。こうした意見を踏まえ、国としては、事故情報の収集（システム・DB構築）・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルの構築、報告様式の標準化を行うこととしている。
- 居宅・通所サービス事業所等における安全対策の取組状況は、事故発生防止のための指針を「事業所単独で策定している」と回答した事業所が54.5%、安全管理担当者を「事業所単独で配置している」と回答した事業所が52.0%、安全対策委員会を「事業所内のみの単独で設置している」と回答した事業所が40.8%、安全管理に関する職員研修を「事業所内のみの単独で実施している」と回答した事業所が56.6%であった。
- 自治体における居宅・通所系サービスから報告された事故情報の活用状況は、「介護事故報告を提出した事業所に対して指導や支援を行うために活用する」と回答した都道府県が55.3%、市区町村が49.6%であった。

論点

- 介護現場の安全性の確保に関して、介護保険施設のほか、現行運営基準に安全管理措置の規定がない居宅サービス事業所等における実効性のある事故発生予防・再発防止を推進する観点から、どのような方策が考えられるか。

訪問看護事業所における医療安全管理体制の整備状況

○訪問看護事業所において、「事業所全体で事故等の事例を共有する体制」があるとの回答が94.9%と最も多かった。
○次いで、体制ありの回答が多かったのは「安全管理に関する担当者・係がいる」で92.2%であった。

■事業所の医療安全体制の整備状況（n＝855）

医療安全管理体制の項目	体制あり	体制なし
事業所全体で事故等の事例を共有する機会や体制がある	94.9%	5.1%
安全管理に関する担当者・係がいる	92.2%	7.8%
事故発生時の具体的な対応手順が文書化されている	89.9%	10.1%
事故防止と安全管理についてスタッフ全員に教育・研修の機会がある	76.8%	23.2%
事業所の安全管理についてスタッフ間で検討する場が定期的にある	60.4%	39.6%
他事業所で起きた事故事例について情報共有される機会がある	59.1%	40.9%
褥瘡リスクの評価対策について該当する全ての利用者に計画・実施・評価をしている	51.8%	48.2%
安全文化の醸成（事故発生時の当事者スタッフへのサポート体制/報告しやすい環境など）	50.2%	49.8%
安全管理に対する基本理念を定期的に示している	44.6%	55.4%